一部負担金の割合の判定方法

世帯に属する高齢受給者*のうち、
１人でも市県民税の課税標準額が１４５万円
以上ある場合

世帯に属する高齢受給者のうち、
全員の市県民税の課税標準額が１４５万円
未満の場合

世帯に属する高齢受給者全員の基準所得金額**の合計が２１０万円以下である。

いいえ

あなたの世帯は右記の
いずれかに該当しますか

① 同世帯の高齢受給者が
１人の場合、年間総収入の合計が ３８３万円未満である。
２人以上の場合、年間総収入の合計が ５２０万円未満である。
② 同世帯の高齢受給者の他に特定同一世帯所属者***がおられる場合
該当の方全員の年間総収入の合計が ５２０万円未満である。

いいえ

はい

はい

基準収入額適用申請書の提出****

最寄りの支所もしくは保険年金課で申請していただけます。

被保険者証の「負担割合」の表示

「3割」となります。

被保険者証の「負担割合」の表示

「2割」となります。

*高齢受給者とは
国民健康保険の被保険者のうち 70 歳の誕生日の翌月(1 日生まれの方は当月)から 75 歳(誕生日の前日まで)の方
**基準所得金額とは
総所得金額等から市県民税の基礎控除額を控除した後の金額
***特定同一世帯所属者とは
後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した人のうち、次の①及び②に該当する人
① 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人
② 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である人に限る）と当該日以後継続して同一の世帯に属する人（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合は、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人）
****基準収入額適用申請書の提出について
収入を把握できた場合は申請書の提出がなくとも負担割合を「２割」と判定しています